

仕 様 書

案件名称	学校案内冊子(大正区役所)印刷	
納入期限	令和8年8月 18日	
数 量	冊子:940 部 電子データ:1枚(CD-RまたはDVD-R)	
	頁数 回数	58 ページ冊子(表紙・裏表紙含む)
規 格	用 紙	表紙:コート紙 坪量 127.9g/m ² 連量 四六判 110kg 以上 本文:上質紙 坪量 81.4g/m ² 連量 四六判 70kg 以上
	仕上がり 規格	A4
	印刷方法	オフセット印刷
	印刷内容	両面カラー(見本のとおりに)
	加工の種類	左無線綴じ
原 稿	入 稿 日	契約締結後すぐ～令和 8 年7月1日
	種類	Word・Excel(本文等)、Jpeg(写真)のデータを電子メールで提供する。
校 正	回 数	簡易校正 2 回 ※1 次校正については 5 営業日程度要する見込み。
	提出先等	大正区役所保健福祉課(こども・教育グループ) 大阪市大正区役所 3 階 TEL:06-4394-9982
納入場所	大正区役所保健福祉課(こども・教育グループ) 3 階 34 番	
納品単位	冊子:25 部または 50 部単位で向きを揃えて 100 部ごとに梱包 ※ 梱包部数未満に満たない場合は、端数を梱包すること ※ 梱包の外側に「印刷物の名称」「発行年月」を表示すること ※ 汚れ・損傷をきたさないよう、また雨天時は雨がかからないよう養生すること 電子データ:1ページごとに1MB 以内の PDF ファイルにすること ※ 最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための措置を講じること	
仕様書の 質問に ついて	見積にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積するものとする。 質問受付期間経過後の疑義については受付しない。 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。	
契 約	契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること	
支 払 い	受注者からの請求に基づき、履行確認後に支払う。	

備 考	・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。 ・「大阪市グリーン調達方針」(https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の(21-2)印刷の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】<共通事項>①の紙に関する部分は適用しないものとする。 ・契約締結後、速やかに「資材確認票」を事業担当へ提出し、承認を受けること。 ・納品時に別紙「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」、「資材確認票」をサンプル紙、出荷確認票とともに事業担当へ提出すること。 ・契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。 ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。 ・本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。 ・本印刷物は、来年度小中学校入学予定者のいる世帯に配布するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様書のとおり厳重に履行すること。 ・成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとする。
事業担当	大正区役所保健福祉課(こども・教育グループ) 3 階 34 番 TEL:06-4394-9982

令和8年度 新入学児童・生徒用

大阪市大正区

学 校 案 内



学校選択制希望調査票の提出期限

【郵 送】令和7年10月31日（金）必着

【窓口持参】令和7年10月31日（金）

9時から17時30分（土・日・祝日除く）

※ 必ず全員提出してください。

大阪市大正区役所

入校許可証

本冊子は学校公開・学校説明会の際の「入校許可証」としますので、必ずご持参ください。

※学校公開・学校説明会について詳しくはP14をご覧ください。

令和8年度 新入学児童・生徒用 大阪市大正区 学校案内

大正区役所保健福祉課（こども・教育グループ）

電 話：06-4394-9982

メール：th0010@city.osaka.lg.jp



大阪市立三軒家西小学校

所在地 大阪市大正区三軒家西1丁目20番26号

電話番号 06-6551-5600

創立 大正5年

ホームページ <http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=e5>

校長名 前谷 さき子

標準服 有 エレベーター 無(階段昇降機あり)



校長メッセージ

本校は創立109年を迎えた歴史と伝統のある学校です。円形の玄関、読書コーナーのあるホール、吹き抜けのある校舎、そして陽当たりのよい運動場で、のびのびとした学校生活を送っています。

子どもたちには「なかよく げんきに かんがえる」この3つをがんばっていきましょうと話をしています。全学年が単学級の小規模校ですが、毎日の集団登校や清掃活動、児童集会や学校行事等に縦割り活動を多く取り入れています。そのため、上の学年の子どもたちがリーダーとして下の学年の子どもたちに優しく接し、下の学年の子どもたちが上の学年の子どもたちに甘える微笑ましい姿が見られます。

学校教育目標

未来を切り拓く力をもった
心豊かな子どもを育む

めざす学校像

みんなが大切にされ
笑顔でつながる 三軒家西

めざす子ども像

ちがいを認め合い ともに生きる子
自ら学び考える子
すこやかな体をつくる子

主な学校行事

※令和7年度 年度当初計画

4月 入学式 学習参観・懇談会 創立記念日(4/15)
5月 家庭訪問 スポーツテスト
6月 大阪・関西万博参加 三西フェスティバル プール開き
7月 5年一泊移住 個人懇談会

8・9月 土曜参観・引き渡し訓練
10月 就学時健康診断 6年修学旅行 遠足・社会見学
11月 全校遠足
12月 個人懇談会

1月 6年卒業遠足 漢字検定
2月 学習参観 作品展
3月 卒業を祝う会 見守り隊感謝の集い 卒業式

運営に関する計画(令和7年度抜)

【安全・安心な教育活動の推進】

○小学校学力経年調査における「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」の設問に対して、最も肯定的な回答をする児童の割合を90%以上にする。

○本市調査における「スマートフォンの危険性や適切な使い方について理解していますか」の設問に対して、肯定的に回答する児童の割合を100%にする。

【学力・体力の向上】

○小学校学力経年調査における「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたり

令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から

〔国語〕

- 「書くこと」「読むこと」の領域で、全国平均や大阪市平均を上回っている。
- 「目的や意図に応じて集めた材料を分類したり関係づけたりして伝えたいことを明確にすることができるかどうか」、「人物像を具体的に想像することができるかどうか」に成果が見られた。
- 「資料を活用するなどして自分の考えが伝わるように表現を工夫することができるかどうか」に課題が見られた。

〔算数〕

- どの領域でも全国や大阪市平均を上回っている。
- 「グラフから必要な数値を読み取り、条件にあてはまることを言葉と数を用いて記述すること」に成果が見られた。
- 「速さの意味について理解しているかどうか」にやや課題があった。

＊単学級のため平均正答率は公表していない。

令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果から

	握力 (kg)	上体おこし(回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび(点)	シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅跳び(cm)	ソフトボール 投げ(m)	体力 合計点
本校男子	17.00	17.93	29.14	43.14	44.29	9.11	130.71	23.29	51.07
本校女子	17.36	16.91	37.55	41.00	35.55	9.75	119.45	15.18	52.36

〔本校の取り組み〕

- 学期ごとにドッジボールウィーク・ジャンピングウィーク・ランニングウィークなど児童の運動への機会を設定している。
- 学級にボールを2球ずつ配布し、日常的にボール運動に取り組みことができるようにしている。
- 一輪車や竹馬は、休み時間などに自由に使えるようにしている。

防災の取り組み

- 大正消防署と連携した火災避難訓練・水消火器体験学習
- 保護者への引き渡し訓練・地域防災訓練への参加
- 不審者対応避難訓練



特色ある教育活動

なかよく たてわり班での活動 地域のみなさんとの伝統文化体験学習 幼稚園・保育所との連携

げんきに 体力向上についての取り組み 健康についての学習 食についての学習

かんがえる 読書の取り組み 朝学習 放課後学習 学習者用端末を使った協働的な学習

各種専門家による出前授業 企業と連携した学習活動



作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

(会社名)

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
- () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程		実 現	基 準（要求内容）
製版		はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	表面加工 該当： あり／なし	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
		はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工 該当： あり／なし		はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の可否については、様式の変更等を行うことができる。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大正区役所総務課（庶務））へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大正区役所総務課（庶務））へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大正区役所総務課（庶務）（連絡先：06-4394-9625）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。〕

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること